令和7年3月定例会議

建 設 水 道 常 任 委 員 会 資 料

1　議案第　26　号
福島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件中、水道局所管分　… P3

2　議案第　33　号
松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件中、水道局所管分　… P8

3　議案第　19　号
令和6年度福島市水道事業会計補正予算（第4号）　… P9

水　道　局

【条例関係】

1　議案第 26 号　福島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件中、水道局所管分

2　議案第 33 号　松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件中、水道局所管分

【予算関係】

3　議案第 19 号　令和６年度福島市水道事業会計補正予算（第４号）

1　議案第 26 号　福島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件中、水道局所管分

【条例改正の趣旨】

令和６年人事院勧告において、社会と公務の変化に応じた給与制度への抜本的な転換を図ることとした、国家公務員の給与制度のアップデートを踏まえ、本市においても実情を勘案した給与制度の改正を行う。

水道局所管　「福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」

【条例改正の概要】

（１）諸手当関係

・地域手当
首都圏等の民間賃金が高い地域に勤務する職員に対して、国の基準に基づき支給する。

・単身赴任手当
人材確保の観点から、採用時から単身赴任手当の支給を可能とするよう見直しを行う。

・管理職員特別勤務手当
管理職員の勤務実態を考慮し、平日深夜にかかる支給対象時間帯を拡大する。
（改正前）午前０時から午前５時まで　→　（改正後）午後１０時から翌日の午前５時まで

【条例関係　その①】

（２）定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当関係
　　処遇改善を図る観点から、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当及び寒冷地手当の支給を可能とするよう見直しを行う。

（参考）定年前再任用短時間勤務職員：６０歳に達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職で採用された職員

暫定再任用職員　　：定年退職日以降から６５歳までの間で採用された職員

（３）会計年度任用職員の休業制度関係
　　休業制度（部分休業）の一部に整理されていない項目があり、改めて整理を行う。

【条例の施行予定日】
　令和７年４月１日施行

【新旧対照表】
　〇福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

改正後	改正前
（給与の種類） 第２条　（略） ２　手当の種類は、特別調整手当、扶養手当、住居手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、寒冷地手当、勤勉手当、通勤手当、単身赴任手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）及び退職手当とする。 ３　（略）	（給与の種類） 第２条　（略） ２　手当の種類は、特別調整手当、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、寒冷地手当、勤勉手当、通勤手当、単身赴任手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）及び退職手当とする。 ３　（略）

改正後	改正前
（住居手当） 第５条　住居手当は、次に掲げる職員に支給する。 ⑴　（略） ⑵　第10条の６の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（公舎その他任命権者が別に定める住宅を除く。）を借り受け、任命権者が別に定める額を超える家賃を支払つているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定めるもの	（住居手当） 第５条　住居手当は、次に掲げる職員に支給する。 ⑴　（略） ⑵　第10条の６の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（公舎その他任命権者が別に定める住宅を除く。）を借り受け、任命権者が別に定める額を超える家賃を支払つているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定めるもの
（地域手当） 第５条の２　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して水道事業管理者が別に定める地域に在勤する職員に支給する。	
（管理職員特別勤務手当） 第９条　第３条の２に規定する管理又は監督の地位にある職員であつて企業管理規程で定める職にある職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ２　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	（管理職員特別勤務手当） 第９条　第３条の２に規定する管理又は監督の地位にある職員であつて企業管理規程で定める職にある職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ２　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

改正後	改正前
（単身赴任手当） 第10条の６　新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（以下これらを「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の任命権者が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して任命権者が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して任命権者が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。	（単身赴任手当） 第10条の６　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の任命権者が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して任命権者が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して任命権者が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
（給与の減額） 第14条　（略） ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について１時間につき、勤務１時間当たりの給料を減額した給与を支給する。ただし、法第22条の２第１項に規定する職員については、「小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）就学の始期」とあるのは「３歳」と、「２時間」とあるのは「１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間」とする。 ３　（略）	（給与の減額） 第14条　（略） ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について１時間につき、勤務１時間当たりの給料を減額した給与を支給する。 ３　（略）

改正後	改正前
（非常勤職員の給与） 第17条　（略） ２　第３条の２、第４条、第５条、第５条の２、第９条、第10条の３、第10条の６及び第10条の７の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。 ３　（略） ４　第３条の２、第４条、第５条、第５条の２、第９条、第10条の３、第10条の６、第10条の７及び第11条の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。	（非常勤職員の給与） 第17条　（略） ２　第３条の２、第４条、第５条、第９条、第10条の３、第10条の６及び第10条の７の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。 ３　（略） ４　第３条の２、第４条、第５条、第９条、第10条の３、第10条の６、第10条の７及び第11条の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。
（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第18条　第４条、第10条の６及び第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第18条　第４条、第５条、第10条の３、第10条の６及び第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2　議案第 33 号　松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件中、水道局所管分

【条例改正の趣旨】

令和７年４月松陵義務教育学校の開校に合わせ、小中学校にかかる定義規定を統一して整理する改正を行う。

水道局所管 「福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」

【条例改正の概要】

「小学校」の定義に「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部」を追記し、明示化する。

【条例の施行予定日】

令和7年4月1日施行

【新旧対照表】

〇福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

改正後	改正前
第14条　（略） ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について１時間につき、勤務１時間当たりの給料を減額した給与を支給する。 ３　（略）	第14条　（略） ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について１時間につき、勤務１時間当たりの給料を減額した給与を支給する。 ３　（略）

3　議案第 19 号　令和６年度福島市水道事業会計補正予算（第４号）

（1）　収益的収入及び支出補正予算額

水道事業費用　　△10,024千円

（単位：千円）

科　目	現計予算	補正額	補正後の額
（款）水道事業費用	7,702,516	△10,024	7,692,492
（目）支払利息及び企業債取扱諸費	155,502	△20,366	135,136
（目）消費税	22,739	10,342	33,081

＜提案内容＞

・令和５年度企業債借入額確定による支払利息の減額

・令和６年度執行見込みによる消費税額の増額

（2）　資本的収入及び支出補正予算額

資本的収入　　267,097千円

資本的支出　　722,249千円

（単位：千円）

科　目	現計予算	補正額	補正後の額
（款）資本的収入	1,098,688	267,097	1,365,785
（目）企業債	823,600	194,500	1,018,100
（目）国庫補助金	151,643	72,597	224,240
（款）資本的支出	3,529,781	722,249	4,252,030
（目）固定資産購入費	9,698	445,849	455,547
（目）老朽管更新事業費	1,062,161	297,031	1,359,192
（目）企業債償還金	1,052,944	△20,631	1,032,313

＜提案内容＞

・第三期福島地方土地開発公社（福島事務所）経営健全化計画に基づき、宮代用地買戻し費用の追加

・老朽管更新事業を推進するため、委託1件、管工事2件、舗装復旧3件の追加

・令和５年度企業債借入額確定による企業債償還金の減額

＜補正予算に係る事業概要＞

第三期福島地方土地開発公社（福島事務所）経営健全化計画に基づき、宮代用地（計3筆、7,958.00㎡）について、買戻しするものです。

（1）補正内容　　資本的支出　　固定資産購入費　　445,849千円

（2）取得費内訳

単位：円

No	所　在	面　積（㎡）	簿　価				管理費（１％）	合　計
			取得費	事業経費	経過利息	計		
1	宮代字一本松86－3	4,303.00	33,563,400	2,286,124	203,850,179	239,699,703	2,396,997	242,096,700
2	宮代字一本松86－4	3,587.00	27,978,600	1,905,724	169,930,403	199,814,727	1,998,147	201,812,874
3	宮代字一本松86－6	68.00	530,400	36,127	1,353,105	1,919,632	19,196	1,938,828
合　計		7,958.00	62,072,400	4,227,975	375,133,687	441,434,062	4,414,340	445,848,402

宮代一本松地内

赤枠部分　買戻し用地　7,958㎡

青枠部分　局所有地　31,435㎡

＜補正予算に係る事業概要＞

老朽管更新事業を推進するため、国庫補助事業を前倒しで要望し更新事業を実施するものです。

（1）補正内容

資本的収入	国庫補助金（補助率1/4）	72,597千円
	企業債借入	194,500千円
資本的支出	老朽管更新事業費	297,031千円

（2）事業概要

No.	件　名	施工内容	図面頁
1	老朽管更新事業(第8期)に伴う渡利岩下地内送水管布設替実施設計業務委託	設計業務　1式	１４
2	老朽管更新事業(第4期)に伴う弁天山第5幹線(第8－2工区)500㎜配水幹線布設替工事	ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管φ500㎜　L＝115m	１５
3	老朽管更新事業(第4期)に伴う宮代系幹線(第2工区)300㎜配水管布設替工事	ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管φ300～100㎜　L＝332m	１６
4	老朽管更新事業(第4期)に伴う宮代鍋屋敷地内舗装復旧工事	舗装復旧工　1式	１７
5	老朽管更新事業(第8期)に伴う方木田吉ノ内地内舗装復旧工事	舗装復旧工　1式	１８
6	老朽管更新事業(第8期)に伴う鳥谷野岩田地内舗装復旧工事	舗装復旧工　1式	１９

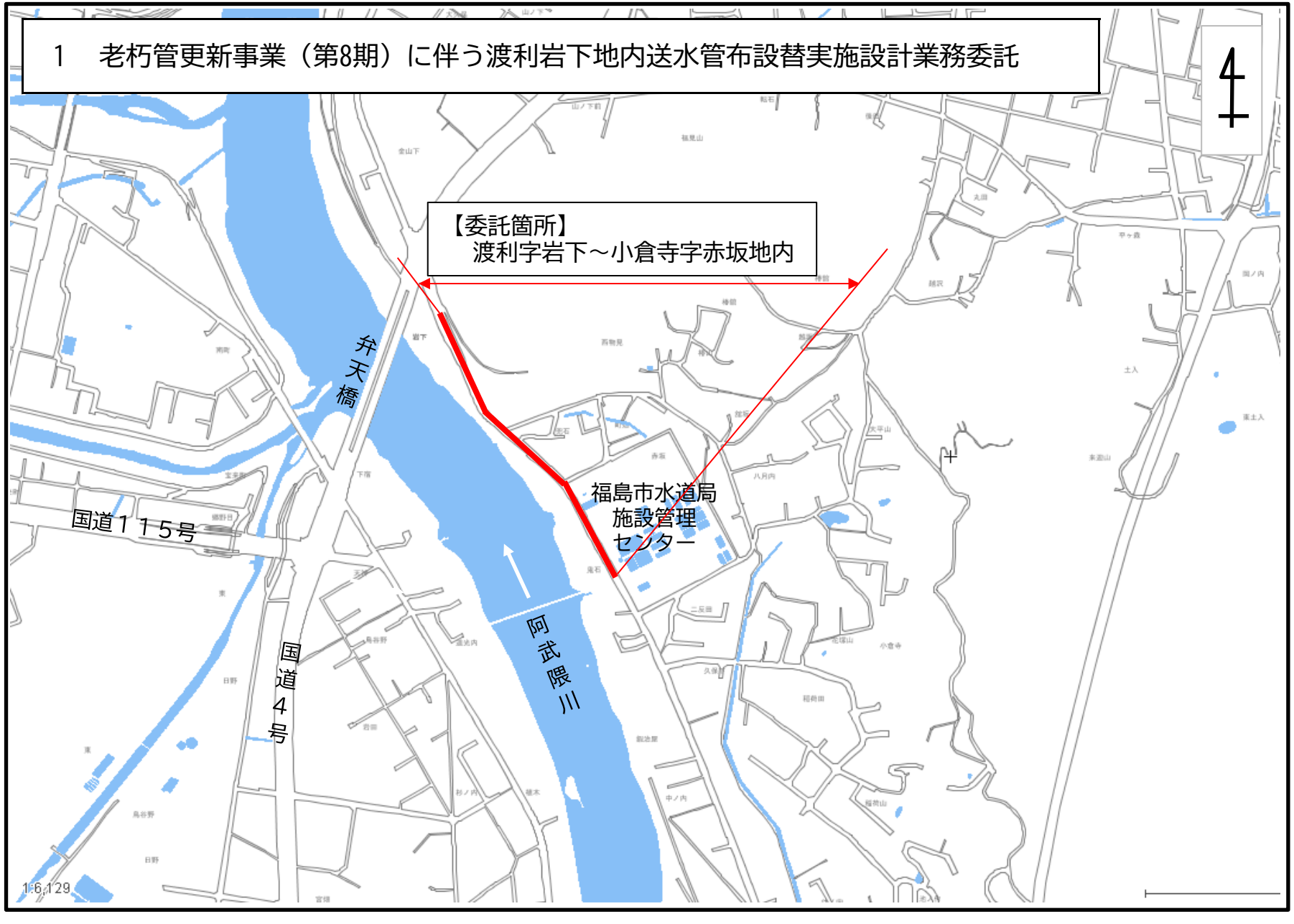
1　老朽管更新事業（第8期）に伴う渡利岩下地内送水管布設替実施設計業務委託
【委託箇所】
渡利字岩下～小倉寺字赤坂地内
弁天橋
国道１１５号
国道４号
阿武隈川
福島市水道局
施設管理
センター
1:6,129

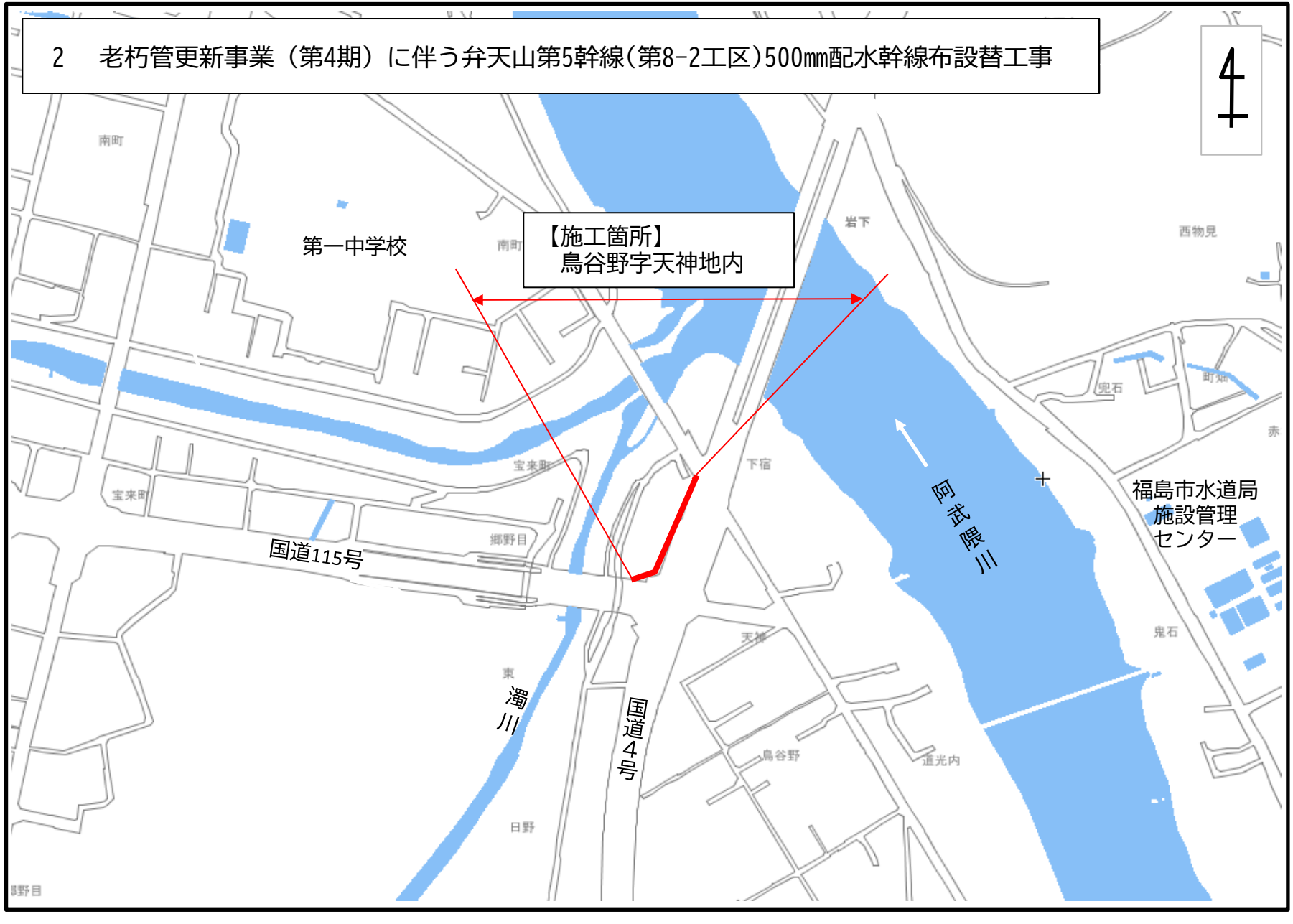
2　老朽管更新事業（第4期）に伴う弁天山第5幹線(第8-2工区)500㎜配水幹線布設替工事
【施工箇所】
鳥谷野字天神地内
第一中学校
南町
岩下
西物見
兜石
町畑
赤
宝来町
下宿
阿武隈川
福島市水道局
施設管理
センター
国道115号
郷野目
天神
東
濁川
国道4号
鳥谷野
道光内
日野

3　老朽管更新事業（第４期）に伴う宮代系幹線（第２工区）300㎜配水管布設替工事

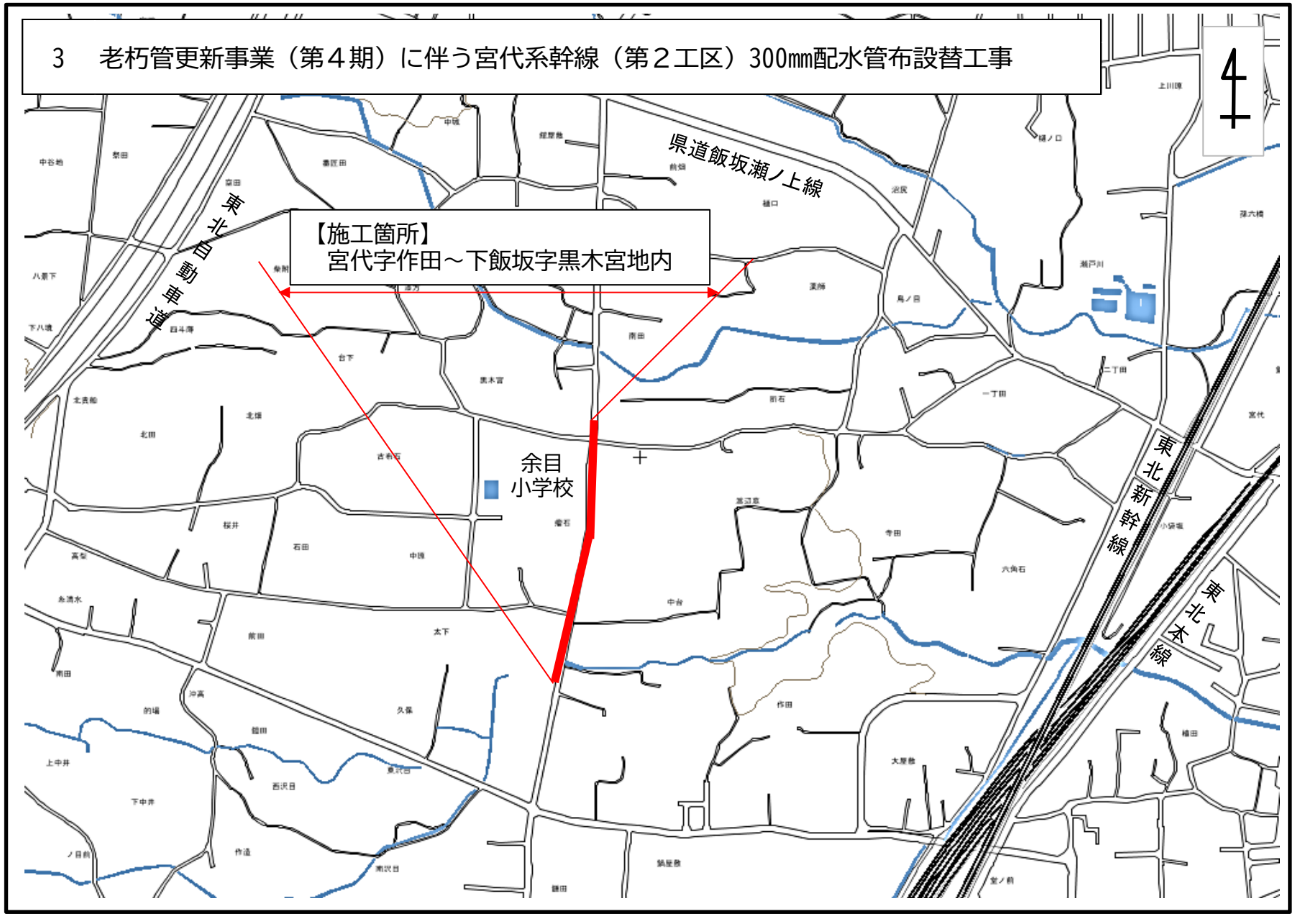

4　老朽管更新事業（第4期）に伴う宮代鍋屋敷地内舗装復旧工事

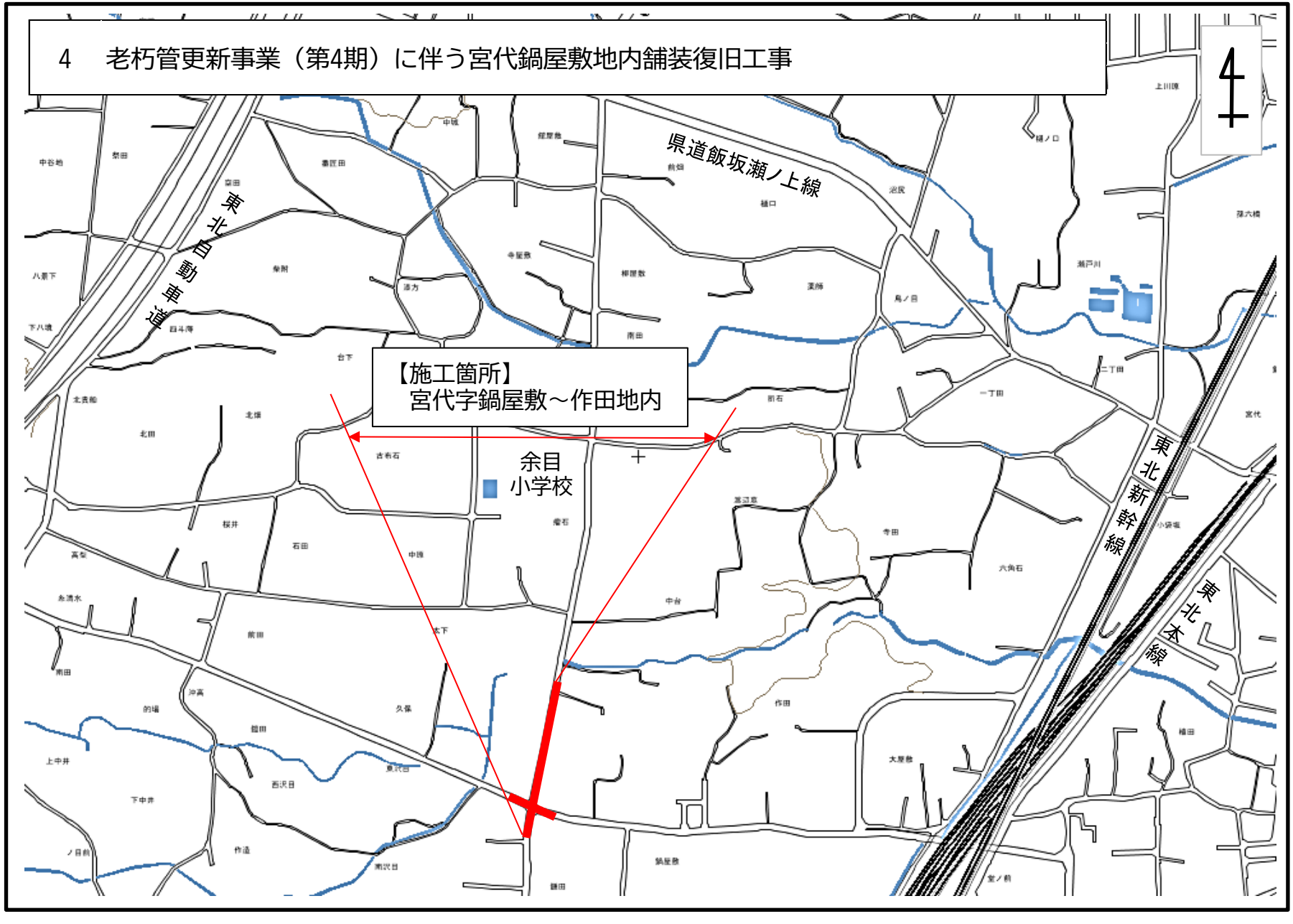

5　老朽管更新事業（第8期）に伴う方木田吉ノ内地内舗装復旧工事

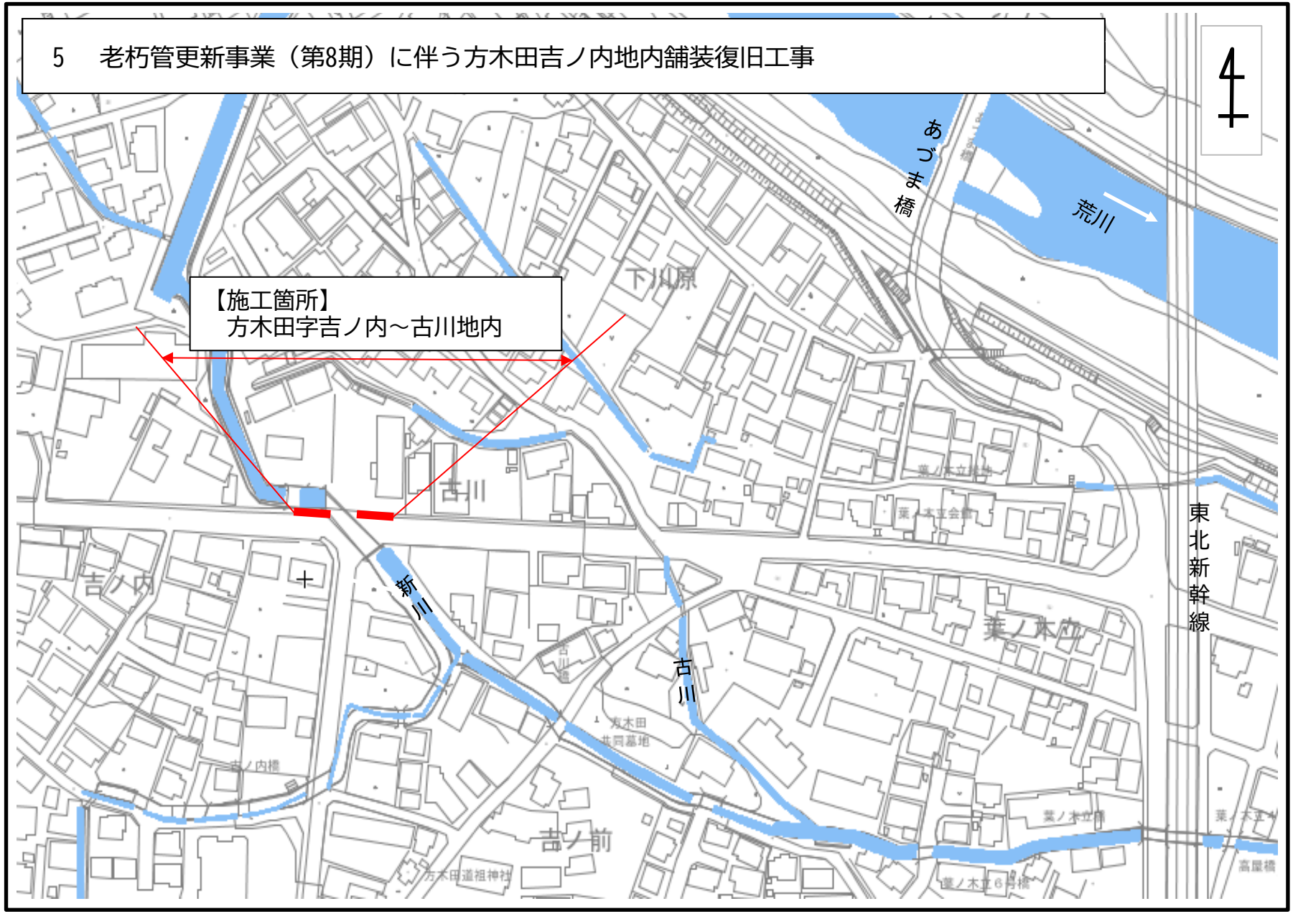

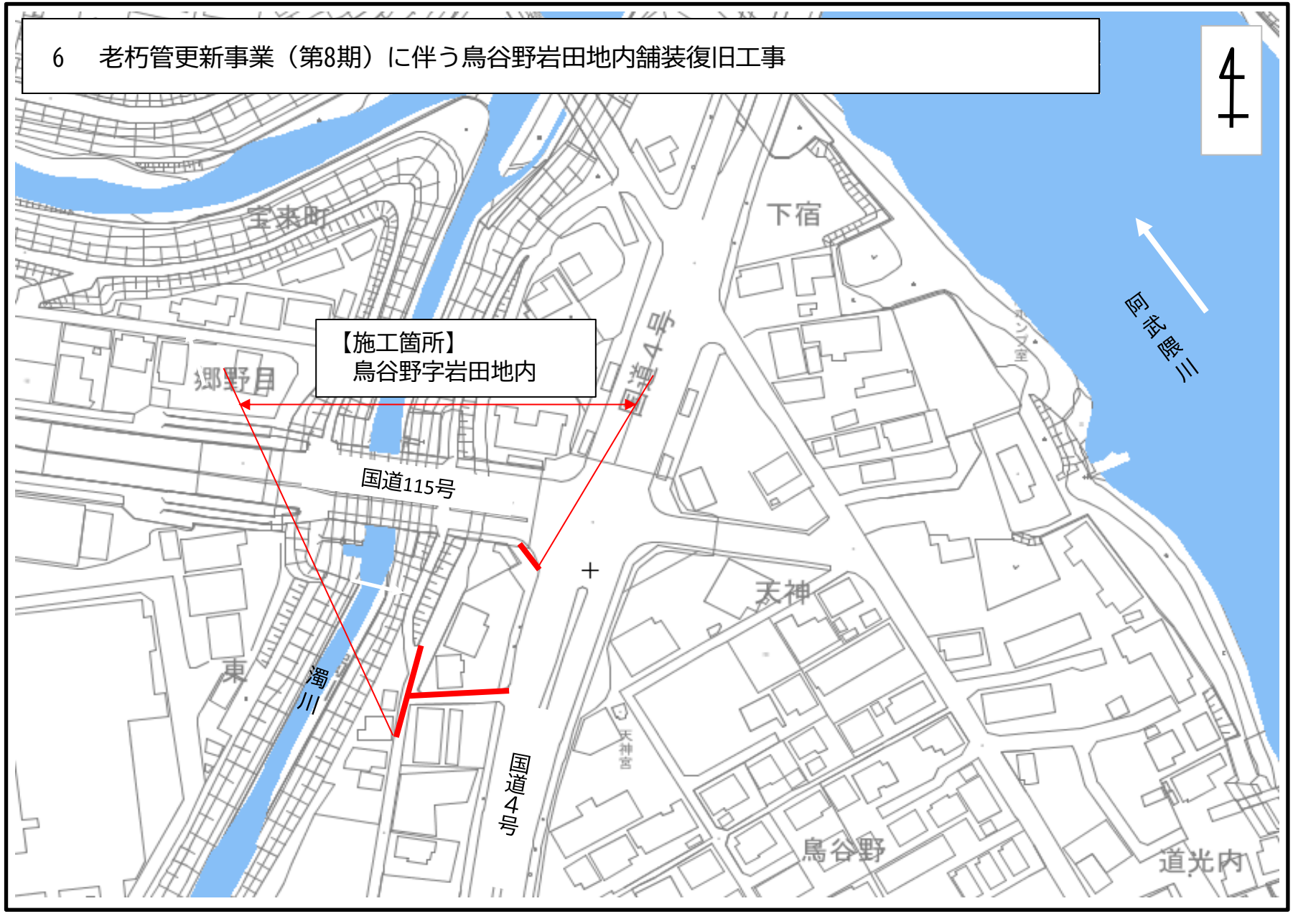
6　老朽管更新事業（第8期）に伴う鳥谷野岩田地内舗装復旧工事
【施工箇所】
鳥谷野字岩田地内
宝来町
郷野目
国道4号
下宿
国道115号
天神
東
濁川
国道4号
天神宮
鳥谷野
道光内
阿武隈川